

福祉公安委員会会議記録（第3号）

令和6年 3月 8日

福島県議会

1 日時

令和 6年 3月 8日 (金曜)

午前 11時 1分 開議

午後 1時57分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」(第1号に添付)のとおり

4 出席委員

委員長	真山 祐一	副委員長	渡邊 哲也
委員	佐藤 憲保	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	鈴木 智
委員	橋本 徹	委員	宮川 政夫
委員	安田 成一		

5 議事の経過概要

(午前 11時 1分 開議)

真山祐一委員長

開議に先立ち、佐藤憲保委員より遅れる旨の連絡があったので報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開く。

本日は昨日に引き続き、保健福祉部に係る当初予算関係議案の審査を行う。

議案の説明が終了しているので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川政夫委員

保16ページの社会福祉施設整備事業(障がい者施設)について、以前、結構な応

募があり予算的になかなか対応し切れないと聞いていたが、令和6年度はどれくらいの申請があり、どの程度まで対応できるのか。

次に、保21ページの児童福祉施設等給食体制整備事業については、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応した事業なのか。事業の詳細を聞く。

障がい福祉課長

社会福祉施設整備事業（障がい者施設）については、国の補助金が採択になった場合に補助裏として県費をきちんと措置できるよう計上しているものである。最近の国の採択状況は1件程度であるが、採択件数が増えたときにも対応できる金額を予算計上している。国の採択に左右されるため、来年度に向けても採択要望はしているが、国の内示が出てから幾つの施設に充てられるか決まる流れになる。なお、現在のところ9施設からの申請を把握している。

こども・青少年政策課長

児童福祉施設等給食体制整備事業は、給食に対する放射性物質の不安を払拭するため震災後から実施している事業である。大きく3つの区分により実施しており、その区分は、①児童養護施設の給食の安全、②障がい児施設の給食の安全、③市町村が実施している保育所等における給食の安全である。令和6年度は児童養護施設については民間6施設、障がい児施設については民間2施設、保育所等については19市町村において検査に要する経費を補助する。

宮川政夫委員

社会福祉施設整備事業（障がい者施設）について、9施設から申請があるが、採択されるかどうかは国の予算次第との理解でよいか。

障がい福祉課長

そのとおりである。

宮川政夫委員

予算額の約2億8,000万円は幾つの施設への補助を想定した額なのか。

障がい福祉課長

9施設に対する補助として十分対応できる額を計上している。

宮川政夫委員

申請があった9施設の全てに対応できると理解して間違いはないか。

障がい福祉課長

そのとおりである。

宮川政夫委員

次に、児童福祉施設等給食体制整備事業については、検査経費に対する補助と理解して間違いないか。

こども・青少年政策課長

検査に係る人件費や食材費など様々あるが、大きなものは人件費である。

宮川政夫委員

次に、保28ページのたばこの健康影響対策事業について、本県の喫煙率は全国ワースト1位であり、県医師会からも請願書が提出されている。請願調書の関係当局意見欄においては取組の姿勢等が記載されているが、来年度は約390万円の予算でどのような事業を計画しているのか。

健康づくり推進課長

受動喫煙防止対策として、まずイエローグリーンリボン事業を計画している。また、幅広い世代を対象とした川柳コンテストの開催も企画している。さらに、疾病予防の観点から、発症要因が喫煙であり重症化すると在宅酸素療法が必要になる慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPD等への対応についても考えている。

宮川政夫委員

県医師会からの請願はかなり幅広く、そしてより厳しい内容も示されているため、十分な検討を願う。

次に、保37ページの水道事業指導費について、今回の予算では幾つの市町村に支援するのか。

食品生活衛生課長

要望に基づき、令和6年度は20市町村の28事業に対して交付金を交付する。

宮川政夫委員

当該予算のうち生活基盤施設耐震化等事業は約12億円とかなり大きい額を計上しているが、これは市町村からの要望に対し、県が単費で支援するのか、それとも国庫補助事業なのか。

食品生活衛生課長

水道事業体である各市町村の施設整備計画を取りまとめて県の整備計画を策定し、この計画に該当する予算を県がまとめて国に要望するため、財源としては国の

交付金となる。

障がい福祉課長

先ほどの答弁に誤りがあったため訂正する。社会福祉施設整備事業（障がい者施設）について、9施設から申請があり9施設分の予算を計上していると述べたが、改めて確認したところ6施設分の予算計上であったため訂正する。

橋本徹委員

部長説明要旨の中で約691億円の減額とあるが、これは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことが主な要因と理解してよいか。

保健福祉総務課長

新型コロナウイルス関連の主な減額要因は、昨年5月8日に2類相当から5類相当に引き下げられて以降、病院の病床確保料や療養施設の確保料が不要となったことに加え、医療体制も通常医療体制に移行したことなどに伴い、それらに係る経費が減額となったものである。

橋本徹委員

新型コロナウイルス関連経費について令和5年度補正予算で減額したことは承知しているが、6年度当初予算の総額が対前年度比で約691億円少なくなったことの原因についても、今の説明で間違いないか。

保健福祉総務課長

前年度の新型コロナウイルス関連予算が約670億円だったことから、当初予算の対前年度比で約691億円少なくなったのは、この分が主な要因となっている。

橋本徹委員

次に、令和6年度福島県国民健康保険特別会計予算について、対前年度比で約2億4,509万円の減額となった主な理由を聞く。

国民健康保険課長

国民健康保険の被保険者数が年々減少傾向にあることが影響している。団塊の世代が75歳からの高齢者医療に移ることによる被保険者数の減少に伴う医療費の減が大きな要因である。

安田成一委員

保28ページのがん対策推進事業について、部長説明要旨でも「全国に誇れる健康長寿県の実現に向けて、がん検診等の受診率向上に取り組んでいきたい」との説明

があったが、これまでの取組との違いや新年度に特に力を入れていく点などがあれば聞く。

健康づくり推進課長

がん検診については、これまでキャンペーンの実施や若者へのアプローチ、企業との連携による受診率向上に取り組んできた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診率がかなり落ち込み底のような状況だったが、3年度及び4年度は県民の理解の下で対策を進めてきたことにより、徐々に受診率は伸びてリカバーしてきている。

新年度は新たに、医療機関が少ない地域の居住者のほか、仕事や子育てで平日に受診できない女性を対象として受診機会を拡大する取組を予定している。具体的には、モデル地域とする県北地域の市町村に住む女性を対象として乳がん検診を実施したいと考えている。また、日曜日や祝日には、イオンやヨークベニマルなど大きな商業施設に検診バスを出すことにより受診機会を確保していきたい。

安田成一委員

次に、第4期がん対策推進計画を年度内に策定予定とのことだが、パブリックコメントにはどのような意見があり、どう計画に反映させていくのか。

健康づくり推進課長

パブリックコメントを3月上旬まで実施していたため、取りまとめた上で関係各課に意見照会して対応を検討しているところである。県民から出された様々な意見をしっかり受け止め、計画に反映していきたいと考えている。

鈴木智委員

保74ページの議案第23号、障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例について、これまで同伴者の使用料免除は「規則で定める者」に限定していたところ、介護者1名につき無条件で認める内容に改正するものと理解した。今回の条例改正により、今後は全ての公の施設でこの取扱いが適用されるのか、もしくは各施設において要綱等を改正する必要があるのか。

障がい福祉課長

委員指摘のとおり、これまでは障害者手帳の等級が重い者の介護者のみ認める形だったが、障害者手帳を持っていれば介護者1名の使用料を免除することに改めるものである。対象となる県有施設は県立博物館や県立美術館など8施設だが、これ

らの施設には事前に確認を行った上で条例改正案を提出している。なお、当該条例に準拠している施設があれば、要綱改正が必要になるほか取扱いが変わることも考えられる。

鈴木智委員

民間の美術館などで県条例に準じた取扱いをしている施設があるのかは分からないが、民間施設に対する周知についてはどのように考えているか。

障がい福祉課長

今回の条例改正はあくまで県有施設に関するものだが、障がい者の社会参加を促進する機会等を通じて啓発していく。

宮下雅志委員

保4ページの災害時健康危機管理体制整備事業の270万3,000円について、これはDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）に係る経費と聞いているが、前年度は人材育成や研修開催のための経費として173万9,000円が計上されていた。次年度はどういった事業を実施するのか詳細を説明願う。

保健福祉総務課長

引き続き専門家を育成するための研修等を実施するのに加え、昨年度から緊急時にも連絡が取れるよう衛星携帯電話の調達を進めてきたが、令和6年度で本庁及び全ての保健福祉事務所分の衛星携帯電話をそろえるとともに、データの送受信に使用するポケットWi-Fiの購入などの機器整備を考えている。

宮下雅志委員

専門家育成のための研修等については、どのような者を対象としているのか。また、DHEATはいつ頃から正式に活動開始できるようになるのか。

保健福祉総務課長

研修対象者については医師や保健師を中心に実際に派遣される者を想定し、スペシャリストの育成に取り組んでいる。また、今年1月に本県初のDHEATとして4名を石川県に派遣している。

宮下雅志委員

DHEATは発災直後に派遣されるため、かなり厳しい状況の中での活動になると思う。DMAT（災害派遣医療チーム）などと同様、もとよりそうした意識の下で活動しているとは思いますが、日常と全く異なる状況であることから、後方からでも

きる限り生活や活動環境の確保を支援し、より質の高い仕事ができるようしっかりとしたロジスティックスを構築する必要がある。本会議の代表質問では、例えばキャンピングカーなどの導入も検討すべきと提案したが、支援体制に対する考えを聞く。

保健福祉総務課長

派遣チームの後方支援について、やはり災害直後はなかなか厳しい部分はあるが、時間とともに生活環境等は徐々によくなってくる。現在の宿泊環境も当初とは全く異なり、水道や暖房も使えるようになっている。このため、時間の経過により変化するものと併せ、より生活環境がよくなるよう前の班から引き継いだ課題を持って次の班に引き継ぐ形を取っている。引き続き、よりよい環境の確保に向けて検討していきたい。

宮下雅志委員

ぜひそのような形で検討願う。

次に、保5～6ページにかけて福祉・介護人材プロジェクトに係る様々な事業が示されており、イメージアップ事業、マッチング事業、人材確保事業、人材育成事業、人材定着事業に加え、新規事業として外国人人材確保事業が計上された。それぞれ役割が違うと思うが、介護人材の確保については総合計画の指標において令和3年度の実績値3万3,731人に対し、4年度の目標値が3万5,342人、5年度が3万6,298人となっている。その中で、介護人材の確保に向けて6年度はどのような考え方にに基づき施策をつくり上げたのか。

社会福祉課長

福祉・介護人材プロジェクトについては、各事業がそれぞれの役割を持ち、トータルとしてしっかりと人材を確保するという考え方である。特に若者に向けては、まずは介護に対するイメージを変えてもらうため、小中学生を対象とした事業を今年度から展開している。また、外国人人材の確保については、近年、日本で就労する外国人が増えており、県内の介護施設でも外国人就労者が多くなっていることから、介護の仕事に定着できる取組を展開していくため新規で事業化したものである。

宮下雅志委員

外国人人材の確保については、具体的にどのような取組を行うのか。

社会福祉課長

例えば、ウェブによる合同説明会を開催しマッチングを支援する取組は以前から行っており、令和5年度は5法人与マッチングした。また、介護の仕事をしっかり学んでもらうことが重要であるため、基礎的な研修のほか、介護福祉士の資格を取得することにより日本で長期間働いてもらえるよう、その受験対策となる研修等にも取り組んでいる。

宮下雅志委員

イメージアップ事業及び人材確保事業については昨年度予算の半分程度と大幅に減額していると思うが、どのような判断があったのか。

社会福祉課長

イメージアップ事業については、トータルでは昨年度と大きく変わっていない。人材確保事業については、これまで外国人人材確保に係る内容を含んでいたが、その重要性に鑑み、新規に単独事業化したためである。なお、外国人人材確保事業においては、外国人同士が交流を図る場の創設や受入施設を訪問支援する内容を新たに盛り込んでいる。

宮下雅志委員

先ほども触れたとおり総合計画における介護人材確保に係る指標では令和3年度の実績値は3万3,731人だったが、4年度及び5年度の実績を踏まえ、現在の県内における不足数をどの程度と認識しているか。6年度事業の構築に当たり基にした数値を含めて説明願う。

社会福祉課長

第8次福島県介護保険事業支援計画に基づく必要人数と比べ、約3,000人が不足している状況である。各種事業によって年間1,000人程度を増やしたいと考えているが現状はそこまで至っていないため、それぞれの事業を有機的に組み合わせ、トータルで人材を確保できるよう取り組んでいきたい。

橋本徹委員

保27ページのふくしま脱メタボプロジェクト事業は、県の8つの重点プロジェクトのうち輝く人づくりプロジェクトにおける主な事業としても紹介されている。一部新規事業とのことだが、新規分の取組について説明願う。

健康づくり推進課長

脱メタボ広報プロジェクト事業として、機運醸成のための広報を強化する。また、

楽しく健康的な運動環境づくりプロジェクトとして、例えばバーチャルウォーキング大会などを新たに開催する。

橋本徹委員

バーチャルウォーキング大会はふくしま健民アプリを活用する取組だと思うが、広報の強化については具体的にどのようなことを行うのか。

健康づくり推進課長

まず、計画の見直しを行い、重点的に改善を図る健康課題に対して「みんなでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」というスローガンをつくった。今後はこれにちなんだロゴマークも作成したいと考えている。その上で、メディアやICTなどの活用のほか、健康の啓発とは直接関係しないスポーツイベントなど各種イベントと連携するとともに、住民に身近な市町村、職域、学校などとも協力しながら、あらゆる機会を捉えて広報していきたいと考えている。

橋本徹委員

減塩、禁煙、脱肥満対策の対象者は自分を含めて議会にもたくさんおり、身につまされる思いである。議会としても当局と一体となって進めていきたい。

当該事業について昨年度の予算書を確認したところ該当する事業を見つけられず、健康長寿ふくしま推進事業から分離した事業と推察するが、そのような理解でよいか。

健康づくり推進課長

委員指摘のとおりであり、組み替えて新規事業としたものである。

安田成一委員

確認だが、保27ページの全国食生活改善大会開催事業は、来年度は本県が開催地であるため計上しているのか。

健康づくり推進課長

委員指摘のとおり、来年度は本県が開催地となっている。

安田成一委員

具体的な日程等については既に決まっているのか。

健康づくり推進課長

決まっているが、確認した上で後ほど回答する。

安田成一委員

食生活の改善促進は食生活改善推進員、いわゆるヘルスマイトが中心となって活動しているようだが、県内にヘルスマイトはどの程度おり、どのような活動をしているのか。

健康づくり推進課長

ヘルスマイトの人数については手元に資料がないため、後ほど回答したい。ヘルスマイトは高齢化が課題ではあるが、地域に根差して県民一人一人と向き合う草の根のような活動を行っており、歴史の深い伝統的な食生活改善方策などにも取り組んでいる。来年度の全国大会に向けて機運も盛り上がっていることを好機と捉え、引き続き一緒に取り組んでいきたい。

橋本徹委員

先ほどのふくしま脱メタボプロジェクト事業に戻るが、例えばウエスト回りを何cm減らすなど、具体的な目標はあるのか。

健康づくり推進課長

ふくしま脱メタボプロジェクト事業では様々な指標を設けている。まず、今年度も実施した歩数や体重を毎日計測するキャンペーンでは今年度1万人超の参加者があったが、来年度も同様に参加者数の目標を1万人と設定している。また、ふくしま健民アプリのダウンロード数は当該キャンペーンで増えたため現在約8万件だが、さらに1万件をプラスしたいと考えている。このほか県民の歩数増加について、今の平均は約5,500歩だが、7,000～8,000歩とすることを目標に設定している。

橋本徹委員

部長からも改めて考えを聞く。

保健福祉部長

県民の健康長寿をしっかりと支えていきたいと考えているため、引き続き全力で取り組んでいく決意である。

健康づくり推進課長

先ほど安田委員から質疑のあった全国食生活改善大会の本県開催については、令和6年10月22日に郡山市での開催となる。

宮下雅志委員

医療人材の確保について聞く。保43ページの医師確保修学資金貸与事業では昨年度とほぼ同額の7億5,524万2,000円が計上されており、保44ページのふくしま医療

人材確保事業でも昨年度と同水準の14億6,972万9,000円が計上されている。いずれも医師を確保する上で中核的役割を担う事業であり、これまでも同様に事業展開してきたと思うが、今年度の実績値及び来年度の目標値を説明願う。

医療人材対策室長

まず、医師確保修学資金貸与事業については、大きく分けて僻地医療、地域医療及び緊急医師確保の3つの取組があり、その中核をなすのが県立医科大学の学生に貸与する福島県緊急医師確保修学資金である。今年度の貸与実績は新規52名、継続255名の計307名であり、令和6年度も新規が52名、継続についても同程度の学生数を見込んでいる。

次に、ふくしま医療人材確保事業は多岐にわたる事業であり、浜通りの医療機関に対する支援を中心としながら、自治体が設置する寄附講座への支援や県外からの医師の招聘などを行っている。寄附講座への支援については今年度は3自治体だったが、来年度は1自治体増やしたいと考えて予算を増額している。また、県外からの医師招聘については今年度4名を招聘したが、来年度は5名程度の招聘を目指していきたいと考えている。

宮下雅志委員

医師不足の現状を確認するための資料として総合計画の指標があるが、医療施設従事医師数（全県）の指標における令和2年度の実績値は3,892人、4年度の目標値は4,050人となっている。今ほど説明のあった緊急医師確保対策や医療人材確保事業等による成果も出ていると思うが、県内では現在どのくらい医師が不足しているのか。

医療人材対策室長

県の医師確保計画で定めた全国の下位3分の1から脱却するのに必要な医師数を目標として掲げており、令和2年度の実績値3,892人に対して5年度の目標値は4,108人としていた。5年度の確保見込数は4,053人であり55人が不足していることになるが、さらに各医療機関等の需要を考慮すれば55人の不足どころではないことから、第8次福島県医師確保計画の中でさらなる上積みを目指していきたいと考えている。

宮下雅志委員

少しずつ実績を積み上げているものと理解したが、一方で今定例会の本会議でも

質問があったように、地域や診療科ごとの偏在についても大きな課題と感じているため、現状を聞く。

医療人材対策室長

まず、地域ごとの偏在の前に、本県自体が医師少数県に位置づけられており、全国でも下位3分の1にあるのが現状である。これを2次医療圏ごとに見ると、例えばいわき医療圏や会津・南会津医療圏などはやはり医師が少ないことが数値上でも分かる。この対策として、浜通りにおいては災害医療支援講座による医師派遣や市町村が開設する寄附講座への補助、会津地域においては僻地診療医の確保や総合診療医の育成等により地域ごとの偏在解消に努めていきたい。

次に、診療科ごとの偏在について、全体として内科医が不足している中、やはり救急科や麻酔科といったところが不足している。このため、県外から転入し特定の診療科に従事する医師に対して研究資金を貸与する制度を令和4年度に創設するなど偏在解消に努めているところである。

宮下雅志委員

医師不足は1日でも早く解決しなければならない課題であるためよろしく願う。

次に、看護師の確保について、保45ページのナースセンター事業では昨年度の約3,980万円に対し5,092万6,000円を計上しており、相当上乘せたと理解している。また、同ページの看護職員離職防止・復職支援事業では6,128万1,000円を計上している。本会議の質問にもあったが、潜在看護師については、まずは潜在化しないよう取り組むことが大切であり、その次の段階として潜在化した看護師に復職してもらおう流れになるかと思うが、次年度における看護師確保の方向性を聞く。

医療人材対策室長

ナースセンター事業について、これまで郡山市に福島県ナースセンター本所を、いわき市にサテライトを設けていたが、令和6年4月には会津若松市にもサテライトを開設したいと考えている。これによって、より身近なところで近くの医療機関の求人を案内できることになる。なお、この取組は実効性を確保するため、県単独ではなくハローワークとの共同事業として実施している。

看護師の離職防止については、保育の支援や院内保育所の設置支援、ワーク・ライフ・バランスの取組に対する支援などあらゆる方策を講じているところだが、来年度は特に潜在化を防ぐ取組に力を入れたいと考えている。具体的には、病院を辞

めるときには離職届をしっかりと出してもらい、辞めた理由や所在を把握できるようにすることで復職研修などの支援につなげることに加え、場合によっては新型コロナウイルスの流行時のように応援派遣看護師等の選択肢も案内するなど看護職員の確保に努めていきたい。

宮下雅志委員

看護職員の不足状況はしっかり確認しておく必要があると思っているが、手元の資料で令和2年度実績値は2万4,046人であり、全国平均3万2,008人を大きく下回っている。また、本県の4年度目標値2万4,892人に対しても実績値2万4,104人となっており、ここからも相当数が不足していることが分かる。そこで、次年度の事業によってどの程度まで充足しようとしているのか考えを聞く。

医療人材対策室長

正直なところ難しい課題だと認識している。まず前提にあるのが成り手不足であり、今年度における県内の看護師養成機関の充足率は7割を切るなど養成者数自体が減っている状況である。まずはしっかりと養成者数を増やすため、先ほどの介護士確保に関する質疑と同様、若年層にしっかりとアプローチして若者の興味や関心を涵養することが必要と考えている。あわせて、実際に現場で活動している看護職員の離職防止に努めながら、毎年700～800人程度ずつの増加を目指して福島県看護職員需給計画を策定したところである。

安田成一委員

保18ページのヤングケアラー支援体制強化事業に関して、現在、県内にいるヤングケアラーはどの程度と把握しているか、増減状況など県内の動向と併せて聞く。また、当該事業は具体的にどういった支援を行うのか。

児童家庭課長

昨年度、小学5年生から高校生までを対象としたヤングケアラーに関する実態調査を実施し、おおむね5.9%の児童生徒が家族の世話などを行っているとの結果が出ている。また、現在は市町村からヤングケアラーへの対応等に関する報告を毎月受けており、報告件数が総数というわけではないが、月当たり30件程度の相談がある。増減の傾向については、月ごとに大きな変動などは特段見られていない。

次に、ヤングケアラー支援体制強化事業については、昨年度から来年度までの3年間、ヤングケアラーの社会的認知度を高めていくための集中期間として取り組ん

であり、昨年度は実態調査を実施し、今年度はヤングケアラーの直接的な支援を担う市町村が来年度からの具体的な支援に取り組めるよう、関係機関の職員に対する研修開催や市町村の体制整備を支援してきた。来年度は、ヤングケアラーコーディネーターなどの専門家を派遣するなどにより市町村の支援に努めていきたいと考えている。また、今年度はマニュアル等も整備したため、それらの周知等も併せて行っていきたい。

安田成一委員

ヤングケアラーは社会問題にもなっているが、なかなか把握できず数値に表れない若者もいると思う。そういった若者に対する支援や市町村への指導、関係機関との連携など、その辺りの対応はどのように考えているか。

児童家庭課長

例えば児童委員や民生委員、教員など児童生徒と接する機会の多い者がヤングケアラーに気づいた場合、円滑に関係機関につなぐことができるよう相談窓口や支援制度をまとめたハンドブックを作成している。これまで公的機関では認識されなかったヤングケアラーについても、当該ハンドブックの活用により支援の枠の内側に入れていきたいと考えている。

真山祐一委員長

議案に対する質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

初めに、午前中における安田委員の発言に対し、健康づくり推進課長より発言を求められているので、これを許す。

健康づくり推進課長

午前中に質疑のあった食生活改善推進員、いわゆるヘルスマイトの県内における人数だが、1,442人である。

真山祐一委員長

ただいまの件を含め、質疑のある方は発言願う。

宮下雅志委員

保43ページの医療従事者修学資金貸与事業について、3億1,827万7,000円が計上されており、昨年度の1億8,869万2,000円から大幅に増額されている。これはどういった理由で増額となったのか。

医療人材対策室長

令和5年度当初予算は3億1,146万6,000円であり、6年度当初予算とほぼ同額である。

宮下雅志委員

昨年度の事業計画書には1億8,869万2,000円と記載されていたため確認したが、当初予算としては同水準と理解した。

次に、同ページの“医療の仕事”魅力発信事業に係る予算額は昨年度547万5,000円に対し、令和6年度は264万3,000円となっている。関係資料からは高校生が事業対象から外れたように見えるが、当該事業の変更点を聞く。

医療人材対策室長

来年度事業は小中学生のオンライン事業に特化した形にブラッシュアップしている。なお、高校生については、若者の県内定着のための看護の魅力発信事業に一部組み替え、看護の1日体験との形で実施する。

宮下雅志委員

保18ページのこどもの夢を応援する事業に係る予算額は昨年度367万5,000円であったが、令和6年度は約10倍の3,630万4,000円が計上されているため、詳細を説明願う。

児童家庭課長

こどもの夢を応援する事業は、事業の組替えを行ったことにより事業費が776万1,000円増えている。具体的には、自立援助ホームへの心理職員配置を補助する自立援助ホーム・心のアプローチ事業という小事業を他事業から組み入れたことなどによるものである。

橋本徹委員

先ほどの安田委員の質疑の関連で確認する。ヤングケアラー支援体制強化事業は前年度比で約800万円の増額になっているが、先ほど説明のあったコーディネーター派遣やマニュアル等の作成に係る経費が増額要因と理解してよいか。

児童家庭課長

委員指摘のとおり、ヤングケアラーコーディネーターを市町村に派遣する取組などでも事業費が増えているが、大きなものは昨年秋から始めたSNSを活用した相談事業であり、通年実施となったことにより事業費が増大したものである。

佐藤憲保委員

保234ページの議案第61号、福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、新たな法律等の施行に伴い、施設種別の名称を婦人保護施設から女性自立支援施設に改め、条例の名称まで含めて変更するものと理解している。これまでの根拠法は売春防止法であり、婦人保護施設はそういった状況に置かれた女性を救うための駆け込み寺のような役割があったが、新法に基づき設置される女性自立支援施設はDVなどの暴力的行為をはじめ、経済的困窮なども含めた様々な困難に直面している女性を幅広く支援していく趣旨に変わった。このように支援の対象事由がかなり広がるが、予算上はどのような対応を考えているのか。

児童家庭課長

婦人保護施設は保護事由に該当する女性を保護し、大体1か月以上かけて自立に向けた支援を行う入所施設である。今般、名称が女性自立支援施設に変わるが、入所しながら就業や生活の支援を受け、自立を図っていく役割はおおむね同様であるため、予算上の影響は特段生じていない。

佐藤憲保委員

新たな法律は困難に直面している女性を幅広く支援し、社会全体で支えることを旨としている。また、施設自体は旧法からの切替えかもしれないが、施設は県が設置し、相談や自立支援に対応するための支援員を置くことになっているはずである。その支援員の設置は県が行うのか、それとも入所者の支援や指導などの部分は市町村が担うのか。

児童家庭課長

本県では女性のための相談支援センターが女性自立支援施設に該当し、女性相談支援員として県職員を配置している。現在のところ県内の女性自立支援施設は当該センターのみだが、市町村でも必要性を判断した上で設置することができ、支援員も市町村が配置することになる。なお、その場合の職員研修等については、現在でも女性のための相談支援センターで支援員の研修などを行っているため、その中で対応を検討していく。

佐藤憲保委員

女性の自立支援を含め、今は社会福祉事業全体について都道府県や市町村が中心となり、民間団体等と連携しながら体制整備及び運営を図る仕組みになっている。その中で、今般の新法施行に伴う対応としては、単なる名称変更だけでは済まないのではないか。新たな制度が始まると、2～3年後には必ず47都道府県の取組が比較され、マスコミ等を通して都道府県ごとの格差の状況が報道される。本県が他県に遅れることは県民にとって望ましいことではないため、他県とも横の連絡を取るなどして、他県の動向を意識しながら取り組む必要がある。今後、女性の経済的自立なども含めて支援対象となれば、それに応じた広範囲な支援体制が求められる。その対応の度合いが各都道府県の意識として比較されることを危惧しており、そこはしっかり認識すべきである。こども未来局はこれまで子供に関する施策を所管してきたが、女性の自立支援も所管となれば生活環境部が担っていた業務なども移管され、こども未来局の名称を変える必要まで生じるのではないか。今後の方針を含め、考えを聞く。

こども未来局長

今回の条例改正に伴い予算も幅広く確保しており、民間団体を育てるための事業や困難な状況に合わせて支援を行う民間団体への補助なども計上している。また、年度内に策定予定の「困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に関するパブリックコメントを現在実施しているが、やはり一定規模の市町村など需要があるところには支援員を配置してほしいとの意見もあり、これからどう形にしていくなかについても計画の中で示しているところである。

なお、女性のための相談支援センターはこども未来局の出先機関であり、困難な問題を抱えるなど支援が必要な女性の福祉をこども未来局が担う一方、生活環境部所管の男女共生センターなどは女性に対する理念的な部分を担っている。基本計画

の策定メンバーには男女共生課なども入っているため、それぞれ役割を分担しながら、しっかりと困難女性に対する施策を展開していきたいと考えている。

また、今般法律が変わった背景には、これまでの売春防止法においてもDV等に対する支援を行っていたため実態に合わせたところもあるが、対象は困難な問題を抱える女性と広くなり、ひとり親家庭は困窮率が高いとのデータもあるため、経済的困窮への対応を含め、しっかりと取り組んでいきたい。

佐藤憲保委員

先ほど述べたように、このテーマは社会全体から注目されているため、都道府県ごとの違いが比較される。本県は取組が遅れていると言われたいよう、市町村や民間団体との連携も含め、しっかりとした体制を構築するよう願う。要望とする。

児童家庭課長

先ほど説明が不足していたため補足したい。保78ページの議案第30号、福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例、同234ページの議案第61号、福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これらはいずれも新法等の施行に伴う改正である。両条例の対象施設は改正後の名称で言うと女性自立支援施設だが、これは法律によって県が設置するものと整理されている。答弁に当たり資料のページが分からなくなったため別の質問と混同してしましたが、支援員は県が設置するほか、市でも設置できるとされていたところ、法律が変わることによって町村でも設置できるようになる。支援員を設置した町村には今も国からの財政支援があるため、同様の支援が継続されるものと考えている。なお、基本計画では市町村に支援員の設置を求めていく形にしているため、4月以降は市町村に設置を依頼するとともに、財政措置についても国の制度設計を見ながら対応を検討していきたいと考えている。

また、保18ページのこどもの夢を応援する事業の増額理由について、先ほど自立援助ホームへの心理職員配置に係る補助事業を他事業から組み入れたためと説明したが、手持ち資料の読み間違いであった。正しくは、児童養護施設から大学等へ進学する子供の生活給付金について、現在は月当たり6万円としているところ、物価高騰等の影響により来年度から月当たり7万1,000円に引き上げることに伴う増額であるので訂正する。

真山祐一委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で当初予算関係議案に対する質疑を終結し、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

鈴木智委員

予算にも関係することだが、国では水道事業の全般を国土交通省が所管し、水質や衛生に関する業務は環境省が所管することになると聞いている。今後、県では水道事業の所管をどのようにしていくのか、議論の経過や今後の考え方があれば聞く。

食品生活衛生課長

国ではこれまで厚生労働省が担っていた水道行政のうち、水質基準については環境省、施設整備については国土交通省に令和6年4月1日から移管される。このため、本県においても今年度、現在水道行政を所管している当課と土木部により、国の移管状況を踏まえて検討を行ってきた。

水道事業は安全な水の供給という使命があるため、これまで水質の安全確保の観点から食品衛生や環境衛生を担う当部が担当してきた。6年度は引き続き当部が所管するが、昨年、土木部と共に他県の移管状況等を調査したところ、国土交通省における移管後の具体的な業務が見えていないこともあり、他県でも6年4月から土木部局に移管するところは非常に少ない状況である。引き続き、他県の動向を確認するとともに関係部局と調整しながら県の所管について検討していきたい。

山田平四郎委員

部長説明要旨に「全国に誇れる健康長寿県の実現」とあったが、恐らく私が議員になった頃から掲げていたテーマであり、まだ実現できていないからこそ、今でもこうして課題になっていると理解する。食に関する運動や県民参加の取組など様々な事業を行ってきたと承知しているが、全国的に見てもいろいろな指数が下から数えたほうが早いのが現状であり、早急に向上させていかなければ本県の魅力そのものが薄れてくる。

脱メタボや減塩対策に約1億6,000万円の予算を計上しており、先ほど広報の強化としてウォーキング大会の開催との説明があったが、既にウォーキングに取り組

んでいる者は大会には出ない。これまで取り組んでいない者をどのように取り込むかという危機管理的な観点から言えば、共助のような要素がなければなかなかできない。広報についても同様であり、どのような広報を行っていくのか改めて説明願う。

健康づくり推進課長

広報については今まで以上にメディアやICTを活用していくほか、無関心層へのアプローチを狙い、健康づくりとは直接関係ないような、例えばスポーツ観戦などあらゆる機会を利用してイベントを実施することに加え、毎日住民と向き合っている市町村、働き盛り世代へのアプローチを狙った職域、さらに子供を対象とするための学校などあらゆる関係機関と連携しながら広報に取り組んでいきたいと考えている。

山田平四郎委員

実は私は県が推進するベジ・ファーストをきちんと実行し、暴飲してもメタボにならない体になった。今も継続して取り組んでいるが、徹底して取り組まなければメタボは改善しない。また、ポリープを切除した後、5日間絶食したときには5キロ痩せたが、やはり痩せると健康になり、血圧が正常であることも数値で分かる。先ほど県民の平均歩数5,500歩に対し、今後は1,000歩増加を目指すとの説明もあったが、5,500歩と6,500歩とで消費カロリーがどの程度違うのかなど、いろいろなものを具体的に数値化しなければ伝わらない。減塩の取組についても同様であり、1日当たりの適正な摂取量を示す必要がある。

また、今後の広報の取組について説明があったが、先ほど述べたとおりウォーキングしていない者をどのように引き込むかが大事である。例えば、私の母は今年で93歳だが、私が家に帰ると後期高齢者医療費の通知が届いており、その中に健康寿命を延ばす対策としてフレイル予防の4本柱が書いてあった。ただ、母は見ても分からないため、私が付き添って教えてあげなければならない。椅子に座り、右足を上げたり左足を上げたり屈伸したりと、誰かが一緒にやらなければ行動に結びつかないが、そういった互いに助け合う仕組みを広報の中にどう入れ込んでいくかだと思う。

好事例として、危機管理部で取り組んでいる防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」がある。そこには自助、共助、公助の考え方があり、自分ですること、

助け合っていることなどが分かりやすく整理されている。ウォーキングについても誘い合っただけで一緒に取り組む機運の醸成が必要であり、危機管理部が防災の観点から取り組んでいる手法を取り入れ、健康維持の観点からまとめ上げて広報に活用することが効果的と考える。

先日、私の地元で県立医科大学の先生による笑いヨガの講演があった。笑うことによって認知症予防になるため、1日に20回は笑うのがよいとの話を聞いたが、そのとおりだと思った。ただ、一人で笑っていると周囲から変な目で見られるので、誰かと会話しながら取り組むのがよい。関連して、ある雑誌で「和食」を「話食」、「ワイン」を「話イン」と表現していた。「話」という言葉はごんべんに「舌」と書くが、一人ではできないということである。

様々述べたが、広報の一層の充実を図り、ぜひ6月定例会ではよい説明が聞けることを期待する。意見として述べておく。

健康づくり推進課長

我々も広報の重要性については重々認識しているところである。これまで「食・運動・社会参加」という言葉をスローガンのように何年も使ってきたが、少し抽象的だったため、具体的にどう行動し、何を目指したらよいのかが県民に分かりにくかったとの反省に立ち、禁煙、減塩、脱肥満ということで、本県の重要な課題を改善するためのキーワードを分かりやすくまとめたのが先ほどの重点スローガンである。

広報については、様々な媒体の活用はもとより、本当に多くの県民に健康づくりに興味を持ってもらうため、重点スローガンの「みんなでチャレンジ！」の部分は県民総参加で取り組んでいくとの決意表明である。健康づくりの重要性や何にどう取り組んだらよいのかが県民一人一人に分かりやすくしっかり行き届くよう、引き続き効果的な広報の在り方を検討していきたい。

安田成一委員

介護福祉施設の運営について聞く。まず、訪問介護報酬が減額報酬となることに伴う事業所への支援や、小規模事業所及び赤字事業所に対する支援はあるのか。

次に、協力医療機関との連携について、虐待防止や身体拘束禁止などを含め、事業所への指導や支援に関する考えを聞く。

高齢福祉課長

まず、訪問系の介護報酬の引下げについて、今回の報酬改定では、国がサービスごとに行った調査において訪問系は経営収支差率がプラスだったため、基本報酬は下がる方針が示されている。一方、処遇改善に係る報酬改定が予定されているが、特に人件費率が高い訪問系は人件費の加算率を最も高くするとされているため、国の説明によれば一概に収入が下がるわけではないとのことである。とはいえ、中には下がる事業所も想定されるため、今回の処遇改善加算を取得できない事業所に対しては、今年度に引き続き取得手続等の支援事業により支援していきたい。

次に、協力医療機関については、新型コロナウイルス感染症が拡大した際に高齢者施設で施設内療養するケースがあったため、ふだんから協力医療機関を設けて入院や退院後の受入れなどがスムーズにできるよう、国の方針を踏まえて指導してきたところである。これは来年度から3年間の経過期間を経て義務化されるが、通常の監査等において実施状況などを確認しながら指導していくことになる。

橋本徹委員

獣医師の確保について、獣医学生修学資金貸与事業は今年度29年ぶりに再開したとのことだが、保56ページの債務負担行為限度額4,680万円の積算根拠を聞く。

食品生活衛生課長

獣医学生修学資金貸与事業は令和5年度予算で議決をもらい、獣医学生6学年に対し各学年2人の計12人に貸与する前提でスタートした。ただ、5年度は申込み及び貸与決定ともに6人であり、残り6人分を6年度に改めて募集することとしている。

積算根拠については、5年度に貸与したうちの1人が6年生であり5年度で終了となったため、残り11人に対して7～11年度までの間、1人につき月当たり10万円、年間で120万円を在籍期間に応じて貸与するのに必要な額を限度額としている。

橋本徹委員

報道によると、平成30年度から採用候補者数が採用予定者数を下回り続けているとのことだったが、資金を貸与している獣医学生は本県にゆかりがある者なのか、それとも本県で働きたい他県出身者なのか。

食品生活衛生課長

令和5年度に貸与した6人は県内出身者も県外出身者もいる。国内には17の獣医系大学があるが、全体として本県出身者は多くないのが現状であり、本県の採用状

況を見ても他の都道府県出身者が多くなってきている。

橋本徹委員

先ほど潜在看護師などの議論もあったが、双葉町長や富岡町議会議員など私の周りでも獣医師の資格を持ちながら別な職種に就いている人が結構いる。そういった獣医師とは異なる仕事をしている有資格者へのアプローチについても考えていくべきと思うが、どうか。

食品生活衛生課長

県獣医師会には獣医師の資格を有する者が会員登録されており、開業獣医師のほか獣医業に携わっていない有資格者も会員になっている。県としては、正規職員のほか非常勤獣医師も含めて県獣医師会の協力を得ながら募集活動を行っているところであり、十分に応募がある状況ではないが、引き続き県獣医師会と連携しながら必要な公衆衛生獣医師の確保に努めていきたい。

橋本徹委員

野生生物の伝染病なども結構増えているためよろしく願う。

次に、介護職の人材確保に関して、処遇改善については国の経済対策に伴う補正予算と今年6月の介護報酬改定により実施されるとのことだったが、現場からは人材育成のための負担が大きいとの声もある。具体的には、県内に高校や専門学校などの養成機関がない中で、現場で働く有資格者の負担が大きくなっているというもののだが、高校の専門学科や専門学校の創設などについて、現在、関係部局と協議を行っているか。協議していれば、その内容も併せて聞く。

社会福祉課長

福祉専門コースの新設等について教育庁と具体的に協議しているわけではないが、福祉コースがある会津西陵高等学校や勿来高等学校等の学生を対象とした研修を連携して実施するなど、介護職の人材確保につながる取組を行っている。

橋本徹委員

資格を持たない職員の指導のため有資格者の負担が増えているとのことであり、国家資格を持つ職員の待遇をより優遇すべきとの声もあるが、その辺りはどのように考えているか。また、研修における講師招聘や運営面への支援を求める声もあったが、その辺りについて新年度の取組を聞く。

社会福祉課長

まず、きちんと確認したわけではないが、介護福祉士の国家資格を持つ者と持たない者とは、例えば給与面の待遇などは異なると思う。また、育成研修等については、県としても助成等の支援を行っているところである。ただ、実際に養成機関が少なくなっていることに加え、国家資格も養成機関に入らず就労しながら取得できるよう制度が変わったことで現場負担が増していると考えられるため、そうした現場の声も聞きながら、さらなる支援が必要であれば新たな事業の構築を検討していきたい。

高齢福祉課長

介護福祉士等の有資格者への処遇に関連して、介護報酬の処遇改善加算は3段階あり、今回の2月補正で行うような一律的なベースアップ加算のほか、基礎的な加算と特定加算がある。特定加算は、勤続年数10年以上の介護福祉士では8万円相当の加算を目標とする仕組みになっており、そこでも優遇措置が設けられている。

宮川政夫委員

こども未来局長説明要旨において、「援助を必要とする子供や家庭の支援については、児童福祉司の増員や研修による若手職員の育成等により児童相談所の体制強化を図る」との説明があった。この説明の背景にはどのような現状や課題があったのか。

児童家庭課長

児童相談所においては、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、計画的な職員配置に努めているところである。ただ、例えば相談件数が増加するなど状況に応じて増員が必要になることもあるため、業務量の動向を見極めながら引き続き適正な配置に努めていきたい。

宮川政夫委員

最近も他県で幼児の虐待死が発生したが、児童相談所は非常に難しい対応が求められる厳しい職場であり、職員を見ていると本当にかわいそうに思うことがよくある。イベントなどを企画する職場であればわくわくした気持ちで会場に向かうことができるが、児童相談所の職員は通報を受けて家庭を訪問しても歓迎されるわけではない。さらに、訪問しても会ってもらえないなど様々な困難があり、精神的な面も含めてかなりの激務である。これは児童養護施設の職員も同様であり、増員や研修も必要だが、職員をケアすることも大事である。そこで、今後、職員のケアにつ

いて研修など何らかの取組を考えているか。

児童家庭課長

児童相談所の職員のケアについては、委員指摘のとおり、研修の充実が必要と考えており、令和4年度から研修企画担当職員を中央児童相談所に配置し研修を強化している。さらに、ある程度の経験を積んだ職員を若手職員の指導に当たるスーパーバイザーとして配置するなど職員のケアに取り組んでいる。

宮川政夫委員

先ほど介護職員や医療関係職員の人材不足についても議論があったが、私が役員を務める児童養護施設の新規採用職員募集においても今年度の応募がゼロだった。虐待を受け人間不信となったり親から十分な愛情を注がれずに育ってきた子供たちの世話には大変な苦勞が伴うと思うため、そういった職員に対するケアについても検討願う。要望とする。

宮下雅志委員

当初予算を審議する重要な議会であるため、あえて厳しい質問をする。少子化対策についてである。

前回の議会においても、事業ごとの成果は上がっているものの、大きな目標には到達しない非常に厳しい状況であることを確認した。昨日、韓国の少子化対策は40数兆円をかけたにもかかわらず全く効果が出ておらず、出生率は0.7台に落ちて大変危機的な状況に陥っているとの報道があった。要するに、金をかけたからよいという話ではないということだと思う。

本県も自主財源をしっかりと投入して独自の少子化対策を打ち出すなど非常に頑張っているが、残念ながら令和5年12月時点における総合計画審議会の資料を見ると、数値的にはやはり非常に厳しいところで推移している。これは本当に何とかしなければならぬ状況であり、世界的な流れであるとか全国的にそうだとか言っていられない段階に来ていると思っている。そこで、日本一子育てしやすい県づくりを掲げて少子化対策に取り組む中、総合計画審議会ではどのような議論がなされたのか。また、6年度事業は審議会からの意見も踏まえて積極的な事業構築を図ったと認識しているが、事業構築に当たって局内ではどのような議論を行ったのか。

こども未来局次長

総合計画審議会では令和4年度の実績結果等について報告し、私が出席していた

が、議論の中心となったのは主に移住施策であり、少子化対策に対しては特段の議論がなかった。ただ、委員指摘のとおり、成果指標は大変厳しい結果となっており、事業の実施が必ずしも成果に結びついていないことから、どのように取り組めば少しでも数値の向上に結びつくのか、さらに深掘りしていきたいと考えている。

こども・青少年政策課長

少子化対策の充実に向けては、ふくしま結婚子育て応援センターと連携の下、これまで取り組んできた世話やき人や結婚マッチングシステム「はぴ福なび」、婚活イベントなどのさらなる充実などを議論してきた。特に、今年度は市町村と連携しながら婚活イベントを6回実施したが、合計で男性106名、女性102名の参加があるなど大変好評であった。また、そのうち48組でマッチングが成立し、非常に効果があったことから、新年度はこの取組をさらに充実させ、回数も2回増やすこととしている。

このほか新規事業として、企業との連携を重要な視点と捉えた新たな取組を実施する予定である。具体的には、社員向けの交流活動に自ら取り組んでいる企業のほか、例えば青年会議所や商工会議所等の団体の取組に対し、その経費の一部を上限20万円で補助することとしている。さらに、企業経営の傍らでの独自イベント開催は難しいとの声を多く聞いているため、複数企業の連携による婚活イベントを県が委託により実施する。これは、様々な企業を訪問した中で、単独企業内ではなかなか新しい出会いがないとの声が多かったことを踏まえ、複数企業の連携を要件として事業構築したものである。

宮下雅志委員

本県は日本一子育てしやすい県づくりを掲げているため、ぜひそういった効果的な事業を一層推進するとともに、新たな視点による事業にも積極的に取り組むよう願う。

最近、生まれてくる子供に今の世の中の苦勞をさせたくないとする若者が増えていることに不安を抱いている。その意味でも、極度に進んだ競争社会ではなく、これからはしっかりと自己実現でき、豊かでマイペースな生活が送れる地方というものを前面に打ち出した上で、子育てしやすい環境をきちんとつくっていくことが必要になってくる。我々もしっかりと応援していきたいと思うので、よろしく願う。要望とする。

真山祐一委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願2件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願を除く1件を議題とする。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

請願23号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

採択の方向で願う。

安田成一委員

採択の方向で願う。

真山祐一委員長

請願23号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は3月18日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって保健福祉部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月12日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部に係る当初予算関係議案の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時57分 散会)